

松川町土地開発公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行なうことにより、松川町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、松川町土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、松川町とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を長野県下伊那郡松川町役場に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、松川町公告式条例（昭和31年 9月20日条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なう。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とし、1人を常務理事とする。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が

欠けたときはその職務を行なう。

4 理事は、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行なう。

（役員の任命）

第8条 理事及び監事は、松川町長が任命する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により決定する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なうものとする。

（役員の兼任の禁止）

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（事務局）

第11条 公社に事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には事務局長、その他必要な職員を置き理事長が任免する。

3 職員は理事長の定めた職務に従事する。

（職員の兼職禁止）

第12条 公社の職員は、理事長の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときこれを招集する。

2 理事の5分の1以上の者、又は、監事から会議の目的である事項を記載した書面を附して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項のみ、書面をもって表決し、又は他の理事に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
- 4 理事会の議事は、この定款に特別な定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次の掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 業務方法書の制定又は変更
 - (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - (5) 規程の制定、又は改正若しくは廃止
 - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (7) その他、公社の運営上、理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の者の決するところによる。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された2人以上の理事が署名捺印しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は第1条の目的を達成するために、次の業務を行なう。

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）（以下「法」という）第17条第1項一号イ、ロ、ハ、ホ、二号、三号にかかげる業務。
- (2) 法第17条第2項各号にかかげる業務。

(業務方法書)

第19条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産は350万円とし、松川町が出資する。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずし、又は担保に供してはならない。

(事業年度)

第21条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の作成)

第22条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に松川町長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第23条 公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、松川町長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第24条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第25条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑 則

(解 散)

第26条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の者の同意を得たうえ松川町議会の議決を経て長野県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 公社が解散した場合において債務を弁済して、なお、残余財産があるときは、この残余財産は、松川町に帰属する。

(規定への委任)

第27条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規定の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1. この定款は公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2. 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず松川町長が定める。

(最初の事業年度)

3. 公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、この公社の成立の日から、昭和49年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4. 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、第22条の規定にかかわらず、公社成立後遅滞なく、松川町長の承認を受けなければならない。

昭和48年 9月21日 一部変更

平成元年 4月19日 一部変更

平成20年12月17日 一部変更